

## ～税務のチェックポイント Q&A132

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 親会社が孫会社に経営支援をした場合のグループ法人課税について

##### 《内容》

関与先のA社は、持株割合100%の完全支配関係で連鎖する子会社B社及び孫会社C社を有しています。ここ数年、B社とC社の業績が思わしくないため、経営支援の目的でA社がC社従業員の冬季賞与500万円を負担しました。本来であれば、C社の親会社であるB社が経営支援をすべきかもしれませんが、A社のC社に対する経営支援についてはグループ法人税制が適用されると思われます。そのときのA、B、C各社の会計上、税務上の処理はどのようなになるのですか。

### 『答』

- 1 親会社A社は、寄附金と雑収入の修正経理の有無を問わず、C社に対する寄附金の損金不算入の処理を行わなければなりません。その修正経理の有無がC社の受贈益の益金不算入に影響することはありません。
- 2 孫会社C社は、従業員賞与と受贈益との両建経理の有無を問わず、受贈益の益金不算入の処理をすることになります。
- 3 子会社B社は、その有するC社株式について寄附修正事由が生じますので、C社株式の簿価修正を要しますが、A社はB社株式について簿価修正をする必要はありません。

### (解説)

- 1 ご質問からしますと、親会社A社と孫会社C社との間には、法人による完全支配関係が成立し、グループ法人税制の適用があります。そこで、A社は、C社従業員の冬季賞与500万円を負担し、グループ法人を一体と考え、自社従業員の賞与と一緒に次のように会計処理したと仮定します。

・ 従業員賞与500万円／現金預金 500万円

これに対して、税務上は、従業員賞与ではなく寄附金として処理すべきこととなりますから、次のような修正経理したうえ、申告調整により寄附金500万円の損金不算入を行います。

・ 寄附金 500万円／従業員賞与 500万円

ただ、会計上でこれらの処理がないからといって、寄附金の損金不算入が不適用になるわけではありません。その点では、必ずしも寄附金と従業員賞与の減（または雑収入）との修正経理をする必要はない、といえます。

また、A社におけるその修正経理がないからといって、C社に生じる受贈益について益金不算入の適用がなくなる、ということにはなりません。

- 2 次に、孫会社C社の処理ですが、C社は、親会社A社から自社従業員の冬季賞与500万円を負担してもらいましたから、受贈益が生じます。一方、費用として従業員賞与500万円を認識します。これは、A社から現金500万円の贈与を受け、その現金で従業員に夏季賞与500万円を支給したと捉えられます。

・ 現金預金 500万円／受贈益 500万円

従業員賞与 500万円／現金預金 500万円

なお、会計上、必ずしも従業員賞与と受贈益の両建経理をする必要はないものと考えますが、ただ、何ら経理処理等もないまま、受贈益の益金不算入だけを申告調整しますと、その発生の経緯等が明確にならず、課税当局の疑義を招きかねませんので、両建経理を行うのがよいと思います。

このように、従業員賞与と受贈益との両建経理の有無を問わず、受贈益の益金不算入の処理をすることになります。

- 3 最後に子会社B社は、親会社A社の孫会社C社に対する従業員の冬季賞与の負担には何ら関与していませんが、何か処理が必要かどうかということになります。

ところで、法人が有する完全支配関係がある子法人の株式等について寄附修正事由が生じた場合には、その子法人株式等のいわゆる簿価修正をする必要があります。この場合の「寄附修正事由」とは、その子法人が他の法人から上述した益金不算入の適用がある受贈益を受け、または子法人が損金不算入の適用がある寄附金を支出したことをいいます（法令9 ①七、119の3 ⑥、119の4 ①）。

そこで、B社は、B社の子法人であるC社がA社から受贈益を受けましたので、C社株式の簿価修正をする必要があります。その税務上の処理は、次のとおりです。

・ C社株式 1,000万円／利益積立金額 1,000万円

## 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。